

令和5年第11回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月10日(金) 午前9時30分
2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
3 議案 別添のとおり
4 出席委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 水野 一男 | 2番 | 檜山 眞弓 | 3番 | 青山 政弘 |
| 4番 | 飯田 士朗 | 5番 | 大曾根 栄 | 6番 | 鈴木 久夫 |
| 7番 | 助川 操 | 8番 | 福田 和一 | 9番 | 宮田 幸男 |
| 10番 | 石崎 甲一 | 11番 | 佐川 茂 | 12番 | 峯島 勝則 |
| 14番 | 海野 浩行 | 15番 | 綿引 桂太 | 16番 | 大森 龍一 |
| 17番 | 會澤 留美 | 18番 | 鈴木 洋 | 19番 | 根本 衛 |
- 5 欠席委員
- | | |
|-----|-------|
| 13番 | 内田 和幸 |
|-----|-------|
- 6 議事録署名人 10番 石崎 甲一 委員
11番 佐川 茂 委員

議長 ただ今より、令和5年第11回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は18名です。欠席委員は1名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 10番 石崎 甲一 委員
11番 佐川 茂 委員
のお二人をお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第5号まで、一括上程いたします。

議長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第1号の説明)

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 ただいま説明のありました8件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議 長 ご意見がなければ、議案第1号について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第2号は、農地法第4条の規定による転用の許可についてです。今回の案件につきましては、30アール未満のため、当委員会で可否の決定を行います。

事務局の説明を求めます。

(議案第2号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議 長 ご意見がなければ議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第2号については許可と決定いたします。

議 長 議案第3号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、すべて30アール未満のため、当委員会で可否の決定を行います。

事務局の説明を求めます。

(議案第3号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました11件について、ご意見をお伺いします。

4 番 諮問番号7番ですが、第1種農地に売買で自己用住宅を建てるということですが、どういう条件で建てられるのか基準がわからない。

事務局 第1種農地は原則不許可ですが、例外規定の中の「住宅等の周辺住民の日常生活、業務上必要な施設で集落に接続して設置する」という要件に当てはまるので自己用住宅で申請があったものです。

4 番 周りに住宅がある場合は第1種農地でも許可するということですか。

事務局 農業委員会の基準で言うと70mで6戸の連担が取れることが要件になります。ただ、家を建てる場合は都市計画法では50戸の連担が必要になりますから、出身要件等都市計画法の要件を満たさなければなりません。

6 番 営農型の太陽光発電ですが、営農の実績はどうなっていますか。

事務局 下部の営農はじゃがいもを耕作してまして、茨城県の平均収量の87%を収穫しているとの報告を受けております。

議 長 詳しくは代理から説明願います。

18番 耕作は平成農林がやっています、小型のトラクターで掘り起こして作業員が手作業で拾って袋詰めしています。現場はかなりきれいに管理耕作されています。

14番 諮問番号6番ですが、駐車場と資材置場の拡張となっていますが、もとの資材置場はどこにあったのか。

事務局 図面でいいますと南側の道路と今回の申請地の間になります。

16番 10番ですが、自己用住宅にしては面積が大きすぎるのではないか。

事務局 自己用住宅は500㎡以内となっていますが、周辺の土地の状況や残地を農地として活用することが難しいといった特段の事情があり、都市計画法上もやむを得ないと認められる場合は、500㎡以上でも認められる場合があります。

議 長 他にご意見がなければ議案第3号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第3号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第4号は、農地法第4・5条の規定による許可後の事業計画変更申請に係る承認についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第4号の説明)

議 長 ただいま説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

6 番 資材置場で許可を取ったものを他の事業者が資材置場として使う場合、許可申請は必要なんですか。

事務局 こちらの案件については、当初の計画者が資材置場として使うという転用許可が出ましたが、本来の事業が行われず完了報告が出ていないまま、地目変更が行われずに違う事業者が使うということなので、農地法の適用を受けることとなります。事業計画者が違ったり、違う用途にする場合は計画変更や新たな転用申請が必要となります。

議 長 ほかにご意見がなければ、議案第4号について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第4号につきましては、承認と決定いたします。

議 長 議案第5号につきましては、農政課からの説明になりますので、報告事項のあと、休憩をとってから審議したいと思います。

議 長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、2件ありました。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、1件ありました。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、7件ありました。

報告第4号 制限除外の農地の移動届出の専決処分について、1件ありました。

議長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は10時20分からとします。

(休 憩)

議長 再開いたします。
議案第5号 農地中間管理事業 農用地利用集積計画（一括方式）については、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第5号の説明)

議長 農政課より説明のありました件について、議席番号18番鈴木洋委員が自己に関係する案件であることから、那珂市農業委員会会議規則第11条により議事に参与することができませんので、一時退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、まず退席委員該当案件についてのみご意見ををお願いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ご意見がないようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、退席委員該当案件については、承認と決定します。

(関係委員着席)

議長 続きまして、その他の案件についてご意見ををお願いします。

14番 小作がゼロのものと払うものがありますが、統一するわけではないのか。

農政課 中間管理機構で統一はしておりませんが、地域の方と柳河中部地区で話

し合いで取り決めたことだと思います。基盤整備が始まって換地が終わった後に統一することはあるかと思います。

議 長 他にご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第5号については、承認することに決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これもちまして、令和5年第11回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 10時35分